

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平本 祐一

事務所 水戸市宮町 2-3-102
〒 310-0015 梅善ビル 2・3 階
TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793
E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
http://hiramoto-office.com/

税理士の独り言

「プロとして当たり前のことのできないチームは勝てない」とは落合監督の言葉です。監督就任 1 年目で選手補強をせず中々力をリーグ優勝に導きました。選手の個々の力を 1 割アップさせれば日本一になれるという自信は、人材不足を嘆く中小企業経営者の参考になるはず。社員のやる気を引き出し、その力を最大限に発揮させるには不安を解消し、希望を与えることです。目標に向かっていくためには、周囲に迎合せず、ぶれない意志が必要です。人知れない努力は言うまでもありません。

私の書棚より

○日本で生活する人々が心の豊かさを感じるためには、まず、一人当たりの GDP を安定的に向上させて、新卒の子どもたちが職にあぶれることのない経済状況を作るしかありません。

○大企業をいじめて、日本全体が良くなることは絶対ありません。むしろ大企業優遇こそが、日本を救う方法だということに目覚めてください。

「日本経済の真実」
辛坊治郎・辛坊正記著 幻冬舎

税務アンテナ

□無利息で、相当多額の敷金や保証金を預かった場合には、利息相当額の経済的利益は、原則として所得税法上の収入金額になります。ただし、無利息の建設協力金の交付を受けて店舗を建設した場合の利息相当額の経済的利益は、その建設協力金の利息相当額だけ所得が多くなるため、課税関係は生じないこととなります。また、敷金や保証金を預貯金等の金融資産に運用されている場合も、金融資産に係る利子収入が課税の対象になるため、経済的利益に係る所得の計算は要しません。なお、敷金、保証金、建設協力金等の残高は相続発生時の債務控除の対象になります。

□消費税を税抜経理処理方式を採用している事業者において、その課税期間の課税売上割合が 95%未満である場合には、仕入税額控除ができない控除対象外消費税額等が発生することになります。この控除対象外消費税額等は、棚卸資産や経費に係わるものは、一時の損金や必要経費に算入することができません。ただし、課税売上割合が 80%未満で一の資産に係る控除対象外消費税額等が 20 万円以上のものは、控除対象外消費税額等を資産に計上し、その金額を 60 で除し、事業年度の月数を乗じた金額（資産を取得した年度はその金額の 2 分の 1）の範囲内で償却していくこととなります。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

9 月の 税 務 ス ケ ジ ュ ー ル

10 日	○ 8 月分の源泉所得税の納付
30 日	○ 7 月決算法人の確定申告 ○ 23 年 1 月決算法人の中間申告（予定申告） ○ 10 月、23 年 1 月、4 月決算法人の消費税中間申告

30 日	○ 9 月決算法人の消費税各種選択届出書提出
------	------------------------

今月の贈る言葉『平凡な努力からは平凡な結果しか得られない』 by 見城徹